

# 地震と風水害の避難について

## 地震・津波発生時の「避難行動判定フロー」

平時

- 自分の家が浸水想定区域に位置するかザートマップで確認と準備  
◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認  
◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

地震が起きたら

シェイクアウト行動  
家族の安否確認

津波警報・大津波警報  
が発表されたら

非常持出袋の持ち出し  
ブレーカーを落とす

その時！

津波災害警戒区域の場合

要配慮者

健常者

ただちに避難！津波災害警戒区域外へ



津波災害警戒  
区域外の場合

近隣住民への  
声掛け・救出救護活動※1

指定緊急避難場所  
津波一時待避所

自主防災会での  
安否確認

※2

指定避難所

安全な親戚や  
知人の家、ホテル

自宅

※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要

※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定

注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園、小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

「避難」とは「難」を避けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

# 台風・豪雨発生時の「避難行動判定フロー」

平時

自分の家が浸水想定区域に位置するかハザードマップで確認

◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認

◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

警戒レベル	気象情報(気象庁)	避難情報(市)	避難行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保！
避 難 完 了			
4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	避難指示	危険な場所から全員避難
3	大雨警報(土砂災害)(浸水害) 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報等 氾濫注意情報		ハザードマップ等で避難行動を確認
1	早期注意情報		テレビ等で雨や川に関する情報を集める

避難情報発令

非常持出袋の持ち出し

その時！

浸水想定区域の場合  
土砂災害（特別）警戒区域の場合

ただちに避難！ 浸水想定区域外へ  
土砂災害（特別）警戒区域外へ

要配慮者

レベル3で  
避難行動開始

健常者

レベル4まで  
に避難完了

指定緊急避難場所

指定避難所

安全な親戚や  
知人の家、ホテル

浸水想定区域外の場合  
土砂災害（特別）警戒区域外の場合

周りと比べて低い土地や  
崖のそばにお住まいの方は、避難情報を参考に必要に応じて避難



「避難」とは「難」を避けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

## 三和小校区 保存版

### ●用語の定義

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために <b>緊急的に避難する場所</b> 。
津波一時待避所	<b>津波発生時に</b> 、万が一 <b>逃げ遅れたり、身体が不自由等の理由</b> で遠くまで逃げることが困難な方が、 <b>緊急的に避難</b> して津波から身を守ることの <b>できる施設</b> 。 (健常者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。)
指定避難所	災害により <b>自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設</b> 。 また、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する施設。

### ●指定避難所

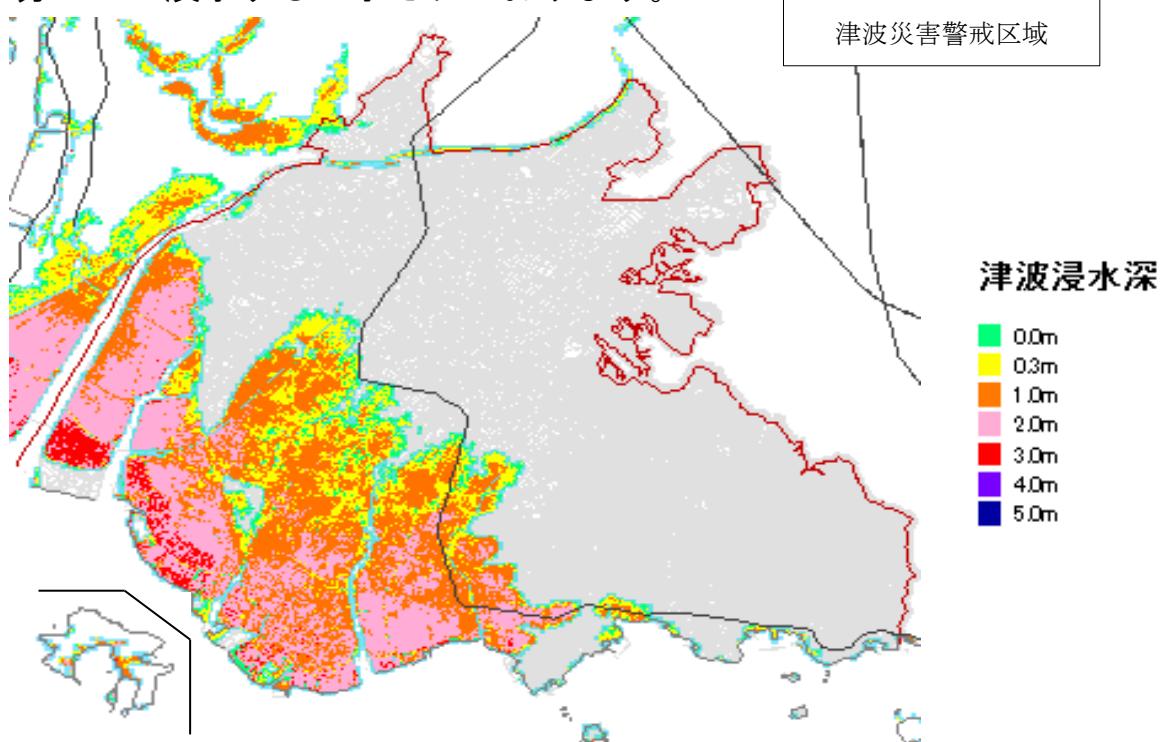
町内会名	指定避難所				
	地震のみ (津波なし)	津波 (津波警報または 大津波警報発表時)	洪水	高潮	土砂
高落町			総合体育館		—
新村町、東浅井町、 小島町			三和小学校※2、 総合体育館		三和小学校、 総合体育館
西浅井町					総合体育館
西浅井町宮下					
米野町			総合体育館		
三江島町					
江原町					
和気町					
大和田町			中央体育館		—
高河原町					
岡島町			三和小学校※2、 総合体育館		
尾花町					
下永良町					
上永良町					
貝吹町			総合体育館、 (株)デンソー西尾製作所		総合体育館、 (株)デンソー西尾製作所
下羽角町					
上羽角町			三和小学校※2、 総合体育館		
小島住宅					
つくしが丘二丁目			—		—
つくしが丘四丁目					

※2 大規模水害時には施設（校舎）2階及び体育館が使用できない可能性があります。

## ●津波避難の考え方

津波発生時には、直ちに避難行動を開始してください。

平成 26 年に愛知県から示された津波の被害想定では、本市は下図のように市域の約 3 分の 1 が浸水すると示されております。



### 1.津波災害警戒区域外への避難を原則とすること

○ 避難の条件

(上図の着色されていない地域へ避難)

### 2.津波災害警戒区域における 6 つの河川等にかかる橋は渡らないこと

矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の橋

○

※津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性があるため

## みなさまへのお願い

津波発生時には、浸水想定区域にお住まいの方がみなさまの地域に避難をし、共に避難所生活を送ることになる場合がありますので、他地域の避難者の受け入れにご協力ください。

※津波避難に関する詳細につきましては、市ホームページ「西尾市津波避難計画」をご覧いただくか、下の問合先までご連絡ください。

【問合先】 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当 65-2137（直通）